



## ★ 「土地区画整理審議会」を設立します ★

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

まちづくりニュースNo.11（令和7年4月25日発行）でお知らせしましたとおり、今後事業を進めるにあたり、土地区画整理法に基づき「土地区画整理審議会」（以下、審議会）を設立します。

審議会の設立にあたり、審議会委員を選出するための選挙を実施します。

つきましては、令和7年5月7日付けで下記のとおり、選挙期日（投票日）の決定及び選挙人名簿縦覧期日等の公告をしました。詳細な日程は裏面をご覧ください。

（※審議会委員に立候補される方が定数内の場合は、選挙を行いません。）

○選挙期日（投票日）： 令和7年8月3日（日）

○選挙人名簿の縦覧

- ・縦覧期間： 令和7年6月6日（金）から令和7年6月19日（木）まで
- ・縦覧時間： 午前9時から午後5時まで
- ・縦覧場所： 篠崎コミュニティ会館（上篠崎4-21-8）

※期間中は土日も縦覧できます。

### 土地区画整理審議会とは

土地区画整理法第56条に基づいて設置されるもので、施行地区内の権利者の意見を事業の施行に反映させ、事業を適正に運営していくために換地設計や仮換地指定等の事項を審議する機関です。

審議会は、権利者のなかから選挙によって選出される委員8名、学識経験者の委員2名の定数計10名で構成されます。委員の任期は5年です。



令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語 優秀賞

自てんしゃは マナーを守って あんしん、あんぜん

## 審議会委員選挙日程

事 項	期 日・期 間	概 要
選挙期日及び選挙人名簿縦覧期日等の公告	令和7年 5月 7日(水)	選挙期日（投票日）及び選挙人名簿縦覧期日等を公告します。
選挙人名簿作成基準日	令和7年 5月27日(火)	地区内の宅地について基準日現在、登記のある土地所有者及び登記または申告のある借地権者の方々が選挙人名簿に記載されます。 選挙人名簿に記載された方々だけが、選挙権及び被選挙権を行使することができます。
選挙人名簿縦覧期間及び異議申出期間	令和7年 6月 6日(金) から 令和7年 6月19日(木) まで	<u>篠崎コミュニティ会館（上篠崎4-21-8）</u> において、期間中、選挙人名簿の縦覧を行います。（期間中は土日も縦覧できます。） この期間中に選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合に限り、権利者からの異議申出を受け付けます。
選挙人名簿の確定及び選挙する委員数の公告	令和7年 7月 7日(月)	選挙人名簿の確定と土地所有者、借地権者別に選挙する委員の数を公告します。
立候補受付期間	令和7年 7月 8日(火) から 令和7年 7月17日(木) まで	審議会委員に立候補される方は「立候補届」または他の権利者を立候補として推薦される方は「立候補推薦届」及び「立候補推薦届出承諾書」を江戸川区長宛に提出して下さい。 この届出の受付は、 <u>篠崎地区まちづくり分室</u> にて行います。（期間中は土日も受け付けます。）
候補者の氏名・住所並びに選挙場等の公告（投票を行わない場合はその旨の公告）	令和7年 7月24日(木)	候補者の氏名・住所、選挙場・投票時間・開票日時を公告します。 <u>（立候補数が定数内の場合は、投票は行いません。）</u>
投票・開票の日時・場所	令和7年 8月 3日(日)	投票時間：午前9時から午後5時まで 開票時間：午後5時30分から 選挙場：篠崎地区まちづくり分室
当選人の住所・氏名の公告、通知	令和7年 8月 6日(水)	当選の効力は公告があった日から生じます。

◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。 ◆

**【お問い合わせ先】 ※平日午前8時30分から午後5時15分まで**

**（区画整理に関すること）**

**〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所**

**TEL：03-5664-2619（土木部 区画整理課 計画換地係）**

**（地区計画に関すること）**

**〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 区役所第二庁舎 1階**

**TEL：03-5662-1920（土木部 区画整理課 調整係）**

《 江戸川区 HP 》

